東京海洋大学練習船汐路丸教育関係共同利用規則

平成23年10月19日 海洋大規第44号 改正 平成29年3月7日 海洋大規第104号

(趣旨)

第1条 この規則は、東京海洋大学学則(平成16年海洋大規第100号)第13条第2項の規定に基づき、東京海洋大学練習船汐路丸(以下「汐路丸」という。)の教育に係る共同利用(以下「教育関係共同利用」)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「教育関係共同利用」とは、東京海洋大学(以下「本学」という。)以外の大学、短期大学又は高等専門学校(以下「大学等」という。)の教育課程上の実習等を行うため、当該大学等の学生が汐路丸を利用することをいう。

(教育関係共同利用運営協議会)

- 第3条 共同利用の実施に関する重要事項を審議するため、東京海洋大学練習船汐路丸教育関係共同利用運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。
- 2 協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(教育関係共同利用の公募及び決定)

- 第4条 東京海洋大学海洋工学部(以下「海洋工学部」という。)は、適切な時期に次年度の教育関係 共同利用について公募を行うものとする。
- 2 教育関係共同利用を行う大学等の決定については、前項の公募により応募のあった大学等のうちから協議会が選考し、海洋工学部教授会の議を経て、海洋工学部長が決定するものとする。

(実習等の実施)

第5条 教育関係共同利用に参加する学生への実習等の指導については、本学の教員及び汐路丸の職員 並びに第2条に規定する大学等の教員が行うものとする。

(損害賠償)

- 第6条 教育関係共同利用により汐路丸を使用する大学等は、その責に帰すべき事由により、練習船の 設備及び備品等を損傷又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。
- 2 本学は、その責に帰さない事由により、教育関係共同利用に参加した大学等の学生及び教員に事故 が発生したときは、その賠償の責を負わない。

(事務)

第7条 汐路丸の教育関係共同利用に関する事務は、越中島地区事務室において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、教育関係共同利用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成23年10月19日から施行する。

附目

この規則は、平成29年4月1日から施行する。